

## 第3回ソーシャルファームに関する指針に係る検討会 議事要旨

開催日：令和2年4月16日（木）

開催方法：書面開催

議事概要：

- 1 ソーシャルファーム認証基準（素案）
- 2 ソーシャルファームの認証・審査方法（素案）
- 3 支援策の検討

### 【ソーシャルファーム認証基準（素案）について】

（目的について）

- 条例前文に倣い、地域の産業、雇用の向上に貢献し、ソーシャル・インクルージョンとダイバーシティの実現を図ることを明記するべきではないか。

（外形的基準について）

＜経営主体＞

- 法人の「目的」に、本事業を遂行することが盛り込まれていることが必要。
- ソーシャルファームの継続的・安定的な運営を確保していくという観点からは、認証の際には、事業遂行に必要な財務基盤や就労困難者の雇用管理を適切に行える体制を審査することが必要。
- ソーシャルファームを新規に創設する事業所の場合、事業内容や収支計画、就労困難者の雇用計画など、事業計画の見込みについて厳正な審査をするべきと考える。

＜事業所で雇用する就労困難者数＞

- 小規模事業所が連携した経営を行う場合などを考えると、「3人以上」あるいは「相当数」でも良いと考える。
- 就労困難者の実情に配慮した働き方という点で、短時間勤務の従業員もカウントに含めるべきと考える。ただし、「就労する」という考え方に基づくものでなければならぬので、一定の下限も定めるべきであり、国の特例給付金の要件である週の所定労働時間10時間以上を一つの目安とすることも考えられる。

（就労困難者について）

＜都が認める就労困難者＞

- 「心身の障害をはじめ、社会的、経済的、その他の事由により」あるいは「身体的、精

神的、社会的、経済的事由等により」とすれば幅広く含まれるが、条例の「配慮すべき実情等に応じた支援が必要なもの」という表現が本質をとらえているように思われる。

- 「就労困難者」の定義について「身体的」ではなく、障害者基本法第2条の「心身の機能の障害」とする。

### ＜就労困難者の割合＞

- 一つの基準として特例子会社と同水準に定めることが現段階では建設的と考える。

### （その他規定しておくべき事項について）

- 雇用であることを考えると、最低賃金法のこととは明示した方がよいのではないか。また、暴力団関係者やソーシャルファームの認定を取り消された者など、欠格事由も掲げる必要ではないか。

### 【ソーシャルファームの認証・審査方法について】

#### （認証の有効期間について）

- 認証の有効期間は5年とする。
- 認証の有効期間は、支援の期間と連携すべきと考える。

#### （検討フェーズについて）

### ＜ソーシャルファーム立上げ準備に対する支援＞

- 創業・経営に関する支援として、ソーシャルファームの基本的事項や認証基準等に関するセミナーは必要。また、就労困難者の雇用に関する支援として、雇用する上でのノウハウ提供のための相談やセミナーも必要。

#### （事業創設フェーズについて）

### ＜創業時の補助金＞

- 事業所立ち上げ時の改築改修費（建築物等の新設は対象外）、備品購入・設備導入費等。

### ＜融資＞

- 予備認証したソーシャルファームの運転資金・設備資金の融資が必要。

#### （運営フェーズについて）

### ＜運営時の補助金＞

- 通常の経営に係る補助は有期のものとする一方、ジョブコーチなどソーシャルファーム特有のコストについては、市場で競争するうえで経常的に支援が必要ではないか。
- 就労困難者の人件費、ジョブコーチなど支援に係る経費、広告費、事務所の賃借料を対象とする。

- 専門家派遣による経営コンサルティング支援等も必要である。
- 東京都及び関連公的機関による公共発注を幅広く行うことが重要である。
- 自律的経営を目指す期間は5年とする。
- 運営時における運転資金・設備資金の融資は必要である。

**(その他必要な支援について)**

- 就職困難者の雇用に関して、立ち上げ時だけでなく、恒常的な支援が必要。